

○山陽小野田市行政改革推進審議会規則

平成 18 年 12 月 28 日

規則第 76 号

改正 平成 21 年 4 月 1 日規則第 23 号

平成 22 年 3 月 31 日規則第 18 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、社会経済情勢等の変化に伴い多様化、複雑化する行政需要に対し、柔軟かつ適切に対応できる行政運営体制を確立するため、山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例（平成 17 年山陽小野田市条例第 30 号）第 3 条の規定に基づき、山陽小野田市行政改革推進審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 山陽小野田市行政改革大綱策定本部において立案し調整された行政改革内容について、市長の提案に応じて調査審議し、意見を述べること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、行政改革の推進に必要な事項について、市長に提言すること。

(委員)

第 3 条 審議会の委員は、15 人以内とし、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公募により選出された市民

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によってこれを定め、副会長は、会長が指名し委員の承認を得た者とする。
- 3 会長は、会務を統括し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。

(関係者の出席)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総合政策部企画課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成19年1月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日規則第23号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第18号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。